

かながわ文化芸術振興計画の改定に向けた課題について

I かながわ文化芸術振興計画の施策体系に係る概要

かながわ文化芸術振興計画では、神奈川県文化芸術振興条例の第5条第3項から第19条までの各条文に対応する形で基本的な施策を設けている。また、基本的な施策のうち、社会状況の変化や課題を踏まえて重点的に取り組むべき施策として重点施策を設けている。

II 基本的な施策に係る課題整理

当審議会での意見やかながわ文化芸術振興計画年次報告書、国の文化芸術推進基本計画第2期中間報告、文化芸術に関連する法律、文化庁調査等を踏まえ、次期かながわ文化芸術振興計画に向けた課題を整理することとした。

1 県民の文化芸術活動の充実

(2) 県民の文化芸術活動の充実

【施策の方向】

- 県立文化施設での文化芸術に関する講座・講演会等の開催や、広報誌やホームページなどで文化芸術に関する情報提供を行うことにより、県民の文化芸術に対する関心や理解を深めます。
- 県立文化施設での公演、展覧会などの鑑賞機会の提供や優れた文化芸術の鑑賞機会を提供する文化芸術団体への支援により、県民の鑑賞機会の充実を図ります。
- 県民が文化芸術活動（創作・練習・稽古・発表等）を行う際に利用できる文化施設を運営するとともに、県民が参加できる展覧会やコンクールなどの開催により、県民自らが行う文化芸術活動を支援します。
- 県内各地で開催される文化芸術の催しや文化芸術団体の活動情報など、県民が文化芸術の鑑賞や活動を行う際に必要とする情報を広報誌やホームページなどで提供します。

[主な課題]

- ・国の「文化芸術推進基本計画第2期中間報告」でDX時代に対応した著作権制度について取り上げており、著作権に関する知識の普及と向上が求められている。

[対応案]

- ・【施策事業】として「著作権に関する知識の普及と向上に向けた取組」を追加するか検討する。

(5) 子どもの文化芸術活動の充実

【施策の方向】

- 県立文化施設で子どもたちが様々な文化芸術を鑑賞する機会を提供します。
- 子どもたちが自ら行う文化芸術活動を支援するとともに、文化芸術を体験する機会の充実に努めます。

〔主な課題〕

- ・学校部活動の地域移行に関して国が「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を示したことを踏まえ、生徒の活動の場として、地域クラブ活動を行う環境を整備することが求められている。

〔対応案〕

- ・【主な施策】に「地域クラブ活動」について追加することを検討する。

(7) 高齢者、障がい者等の文化芸術活動の充実

【施策の方向】

- 高齢者、障がい者、子育て中の保護者などが、文化芸術に親しみ自ら文化芸術活動を楽しめるよう、文化芸術団体と協力しながら、文化芸術の鑑賞機会の提供や自らが文化芸術活動を楽しむための取組を推進するとともに、文化施設のバリアフリー化や利用サービスの向上に努めます。

〔主な課題〕

- ・過去の審議会において、「ともに生きる」・「共生共創」の視点や「外国籍県民」への視点を打ち出していくべきとの意見が出された。
- ・「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」に基づく「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画」を勘案する必要がある。

〔対応案〕

- ・【施策の方向】又は【主な施策】に「共生共創事業」を追加することを検討する。また、【施策の方向】に「外国籍県民」を、【主な施策】に「日本語教育」について追加するか検討する。
- ・「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画」の「施策の方向性」の各施策について、関係局と調整を進めていく。

2 文化資源を活用した地域づくりの推進

(3) 文化資源の活用

【施策の方向】

- 県内の文化資源の発掘に努め、その具体的な活用方策を検討します。また、地域の活性化等に活用可能な文化資源については、市町村、文化芸術団体、芸術家、企業などとの連携により有効活用を努めるとともに、その魅力を広くPRするための情報発信に取り組めます。

〔主な課題〕

- ・文化観光推進法の制定、博物館法の改正により文化観光の視点を取り入れることが求められている。

〔対応案〕

- ・【主な施策】に「文化観光」を追加することを検討する。また、重点施策4「文化施設を基点とした周遊促進」において、文化観光の視点を取り入れることを検討する。

3 文化芸術の振興を図るための環境整備

(3) 情報通信技術の活用

【施策の方向】

- 文化芸術に関する情報や資料などを容易に入手できるよう、ホームページや電子メールを活用した情報提供を行うとともに、東京 2020 大会を契機とし、多言語による情報提供を推進します。

また、県立文化施設が保管・保有する公開資料を容易に利用できるよう、検索や閲覧に情報通信技術を活用するよう取り組みます。

- 県立文化施設の利用手続において、窓口を訪れる負担などを軽減するため、情報通信技術を活用し、自宅から利用予約が可能となるよう、利用者サービスの向上に取り組みます。

- 県立文化施設に保存・保管されている文化芸術にかかわる資料について、デジタル化、データベース化を図り、利用者の利便性を高める取組を推進します。

[主な課題]

- ・国の「文化芸術推進基本計画第2期中間報告」で「デジタル技術を活用した文化芸術活動の推進」を重点取組として取り上げており、さらなるデジタル技術の活用が求められている。

[対応案]

- ・【施策の方向】を国の計画を勘案して整理することを検討する。